

個別相談支援

～意思決定支援に着目した個別相談支援～

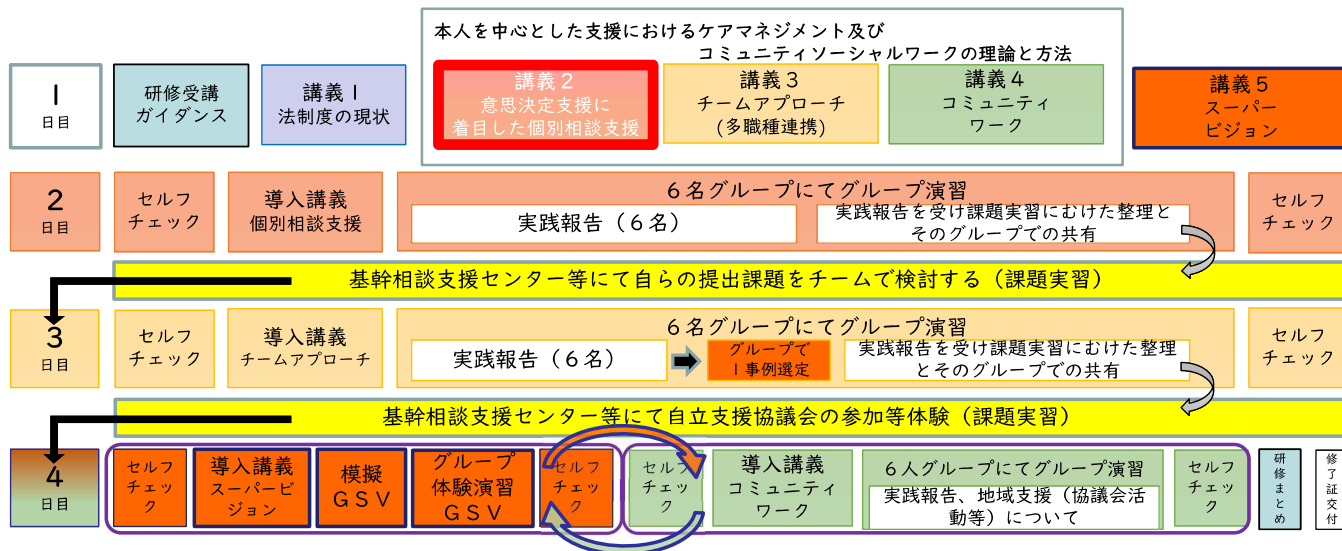
本資料は障害者相談支援従事者研修テキスト（現任研修編）をベースに、その他参考となる資料を活用して作成したものです。

一般社団法人たけのこ
焼津市基幹相談支援センターCOCO 富永直樹

現任研修の構造

【獲得目標】 ※初任者研修で扱った価値・知識・技術

- ① 相談支援の基本※を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる
- ② チームアプローチ(多職種連携)の理論と方法を理解し、実践することができる
- ③ コミュニティワーク（地域とのつながりやインフォーマルの活用等）の理論と方法を理解し、実践することができる
- ④ スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、継続的な研鑽をしながら実践をすることができる



本科目の獲得目標と内容

【獲得目標（標準カリキュラム）】

相談支援の基本姿勢等を再確認する。

「初任者研修」や「日々の実践」の振り返り

【内 容】

- ・ 相談支援の基本姿勢を再確認し、それらを基盤とした実践が行えていたかを振り返る。
- ・ 相談支援（ケアマネジメント）における各プロセスについて、その機能や役割、留意点を振り返る。
- ・ 意思決定支援の展開を学ぶ。

- ☐ 個別相談支援における基本姿勢
- ☐ 相談支援のプロセス
- ☐ 意思決定支援の展開

講義内容（おしながき）

ステップ1

☐ 個別相談支援の基本姿勢

- （1）共生社会の実現
- （2）自立と社会参加
- （3）本人主体
- （4）地域における生活の個別支援
- （5）エンパワメント、ストレングス

ステップ2

☐ 相談支援のプロセス

- （1）インテーク
- （2）アセスメント
- （3）モニタリング

ステップ3

☐ 意思決定支援の展開①

- （1）意思決定支援ガイドライン
- （2）意思決定支援とは
- （3）当事者の言葉から考える

ステップ4

☐ 意思決定支援の展開②

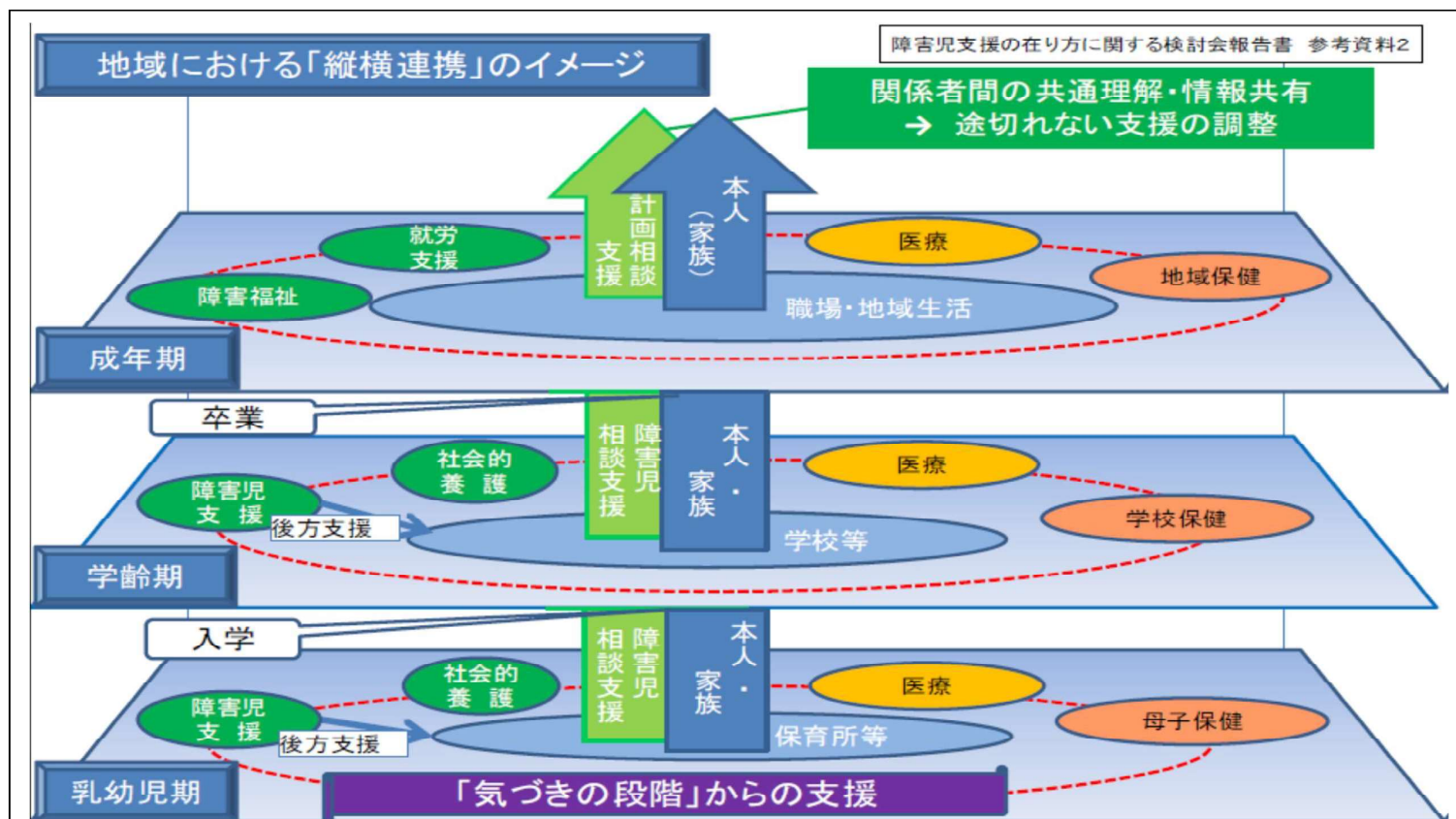
- （1）意思決定支援の用語
- （2）意思決定支援の視点
- （3）意思決定支援の場面
- （4）意思決定支援が困難と思われる状況での一例

まず、相談支援(専門員)について考えてみましょう

名古屋市総合リハビリテーションセンター鈴木智敦氏 資料一部修正

「相談支援」とは…

- 先見性（今後を見通す力）に基づく「移行期における“つながる支援”（縦のマネジメント）」の実践
- 俯瞰性（全体を見渡す力）に基づく「関係者の協働による“支援ネットワークの構築”（横のマネジメント）」の実践
- 上記の実践のいずれの場面においても、その中心には「本人」と「相談支援従事者」とが位置している



まず、相談支援(専門員)について考えてみましょう

名古屋市総合リハビリテーションセンター鈴木智敦氏 資料一部修正

「相談支援専門員」とは・・・

- 基本相談を基盤として、サービス等利用計画作成を行う個別支援を行う
- 協議会活動を核とした地域づくり（ネットワーク構築による地域力の向上、社会資源の開発）を行う
- 上記それぞれに連続性と整合性をもって取り組むことができる人材

指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

（基本方針）

第二条 指定計画相談支援の事業は、**利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)**の意思及び人格を尊重し、常に**当該利用者等の立場**に立って行われるものでなければならない。

- 2 指定計画相談支援の事業は、**利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む**ことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定計画相談支援の事業は、**利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)**が、**多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮**して行われるものでなければならない。
- 4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、**公正中立**に行われるものでなければならない。
- 5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、指定介護予防支援事業者(介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)**その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。**
- 6 指定特定相談支援事業者は、**自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。**
- 7 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 8 指定特定相談支援事業者は、**指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。**

個別相談支援の基本姿勢

相談支援において抑えておくべき理念

- (1) 共生社会の実現
- (2) 自立と社会参加
- (3) 本人主体
- (4) 地域における生活の個別支援
- (5) エンパワメント、ストレングス

(1) 共生社会の実現

《地域共生社会(の理念)》

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』とし参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2016年6月閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」より

《障害者基本法(第1条 目的)》

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

影響し合う社会
(助け合い、一緒に生活)

(1) 共生社会の実現

わたしたち「相談支援専門員」にとっての価値観(行動のための規範あるいは指針)とは・・・

基本的人権の尊重 (個別支援)

共生社会の実現 (地域づくり)

同時に、目指すべきゴールと考える！！

- 共生社会の実現は、基本的人権の問題とも言える。
→例えば、障がいのある人だけが集まらされた場所...
地域で生活していても、社会から孤立している障がいのある人...
- 障がいがあるゆえに、ごくごくあたりまえの生活ができない、人とつながりのある生活ができていない人たちをどうするのか。

(1) 共生社会の実現

ノーマライゼーションの理念

- 障がいのある人が「できる限りノーマルな生活を送れるようにすること」 ※普通の人と同じことができるようになるということではない
- 地域社会や文化のなかで、ごくごくあたりまえの生活に限りなく近い状態で、学んだり働けたり暮らす権利
- 「障がいのある人のせい」「障がいがあるから仕方ない」ではない

【ノーマライゼーションという理念がうまれた背景】

- ・1950年代は、障がいのある人は施設に收容されるのが当たり前の時代。
- ・入所者の雰囲気(無力感や不安感)は障がいがあるゆえにではなく、施設という場所が形づくったもの(建物が新しくても、入所者の孤独さ、計画性のない生活、単純な規則)、社会から隔離されている生活ゆえの文化だと気づいた。

(1) 共生社会の実現

ノーマライゼーションの8つの原理〔ベンクト・ニリエ〕

1. ノーマルな1日のリズムを送る

1日の生活は、朝起きて、夜眠るといった普通の生活リズムで過ごせる環境があり、本人の意思に反して生活の時間が決められることがないことが大切である。

2. ノーマルな1週間のリズムを送る

人は、自分の家だけでなく学校や職場などの生活があり、その生活には休日も含めた1週間のリズムがあり、複数の場での活動をその人らしく過ごせることが大切である。

3. ノーマルな1年のリズムを送る

1年には、季節の変化や伝統行事、誕生日など様々な行事があり、障がいがあるかどうかでこれらのイベントに参加できるかどうかが決まってしまうといけない。

4. 個人のライフサイクルを通してのノーマルな発達の経験をする機会を持つ

誰でも、生まれてから幼児期、学童期、成人期、高齢期のライフサイクルを順に経験していくのであって、障がいのある人のサイクルも同じようなライフサイクルを経験できるようにすることが大切である。

5. 障がい者の選択や願い、要望ができる限り考慮され尊重される

自分の好きなところに住み、好きなことをやり、それをするを家族や友達に限らず、誰にも非難されるようなことがなくできることが大切である。

6. 男女が共に住む世界での生活を送る

障がいの有無に関わらず、男性も女性もいる世界に住むことは非常に重要であり、同性とだけの関係しか構築できないというのは、それは決してノーマルなものではない。

7. ノーマルな経済水準を得る

障がいのある人も、社会に参加して、基本的な経済活動を行えるようにするべきという考え方。児童手当や障害年金、最低賃金などの経済支援があることも大切である。

8. 設備が、障がいのない人を対象とする施設と同じレベルのものである

障がいがあるという理由で、本人の意に反して、特定の地域につくられた大規模施設などでの生活を強いられるようなことがあってはならない。

(1) 共生社会の実現

ノーマライゼーションのよくある誤解

野崎貴詞氏(愛知県相談支援専門員協会理事 檉の木福祉会 かしの木の里)作成資料

1. ノーマライゼーションとは、人を「ノーマルにすること」ではない

- ・障がいのある人の行動を、強制的に障がいのない人に合わせるということではない。
- ・障がいのある人が、社会で生活している多くの人と同様に多様性と選択性のある生活を送るためのもの。
- ・その社会の実現のために、必要な支援は社会側がすべきという考え方。

2. ノーマライゼーションは、「特別な支援をなくすこと」ではない

- ・障がいのある人が、支援を受けずに生活できるできるようにするというわけではない。
- ・障がいのある人が、不自由なく生活できる助けになる支援・サービスを推奨するという考え方。

3. ノーマライゼーションは、「軽度な障がいのみ適用される考え」ではない

- ・ノーマライゼーションの考えは、どんなに重度の障がいのある人にも適用される。
- ・ノーマライゼーションの原理は、重複障がい者が当たり前のことをするためにはたくさんの支援が必要になると指摘している。

4. ノーマライゼーションは、「完璧を目指すもの」ではない

- ・誰もが完璧に自立した生活を送れる社会を目指す考えではない。
- ・一人ひとりの障がいや能力などに応じて、最適な支援や環境を整えることを目指す考え方。

ノーマルとは…

多様な選択肢がある

YESもNOも言える

ノーマルであるためには…

「想像力」と「創造力」

Imagination

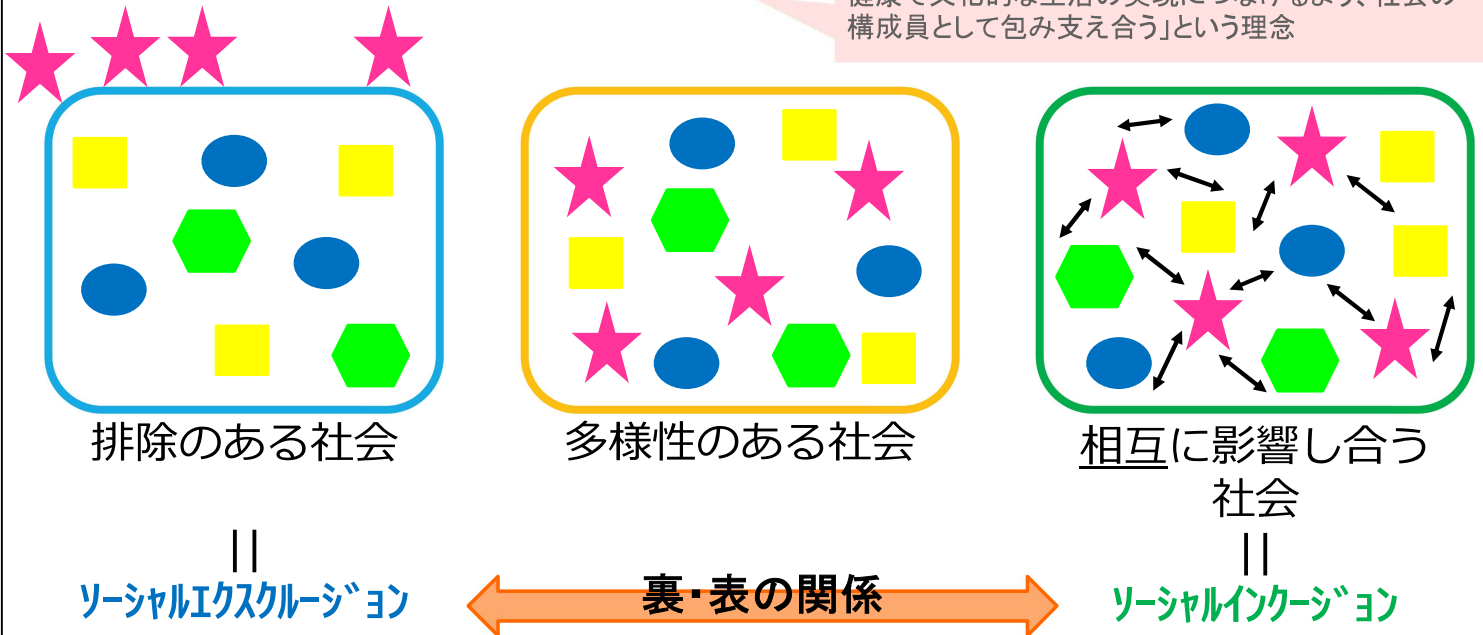
creativity

(1) 共生社会の実現

★ : 障がい、貧困、人種

ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念



(2) 自立と社会参加

「自立」の考え方の変化

アメリカの自立生活運動の有名な言葉〔E.ロバーツの思想〕

「他人の助けを借りて15分で衣服を着、仕事に出かけられる障がい者は、自分で衣類を着るのに2時間かかるために家にいるほかない障がい者よりも自立している」

【エド・ロバーツの活動】

- ・1939年生まれ。14歳のときにポリオ(小児麻痺)を発症し、四肢麻痺と呼吸器障がいになった。
- ・23歳のときにカリフォルニア大学バークレー校へ入学。 ※名門校でノーベル賞受賞者も100名以上
- ・専門家である大学のカウンセラーが障がいのある学生の生活を決めていたことに対抗した。
→障がいのある学生たちが、他の障がいのある学生たちをサポート。(アパート探し、介助者の紹介)
- ・大学卒業後も、障がいのある人たちが地域で生活できるように事業化した。
- ・その後、教員としてバークレー校に就職した。1972年に障害者自立生活センター(CIL)を設立した。

(2) 自立と社会参加

「ADLの自立」から「QOLの充実」へ

実は、「自分でやれることが自立」という考えは、1960年代にすでに否定されていた

以前の「自立」の考え方は…

- 身辺的自立、経済的自立をもって「自立」だとみられてきた。
- リハビリテーションのような訓練を求められるようになり、専門家が障がいのある人を指導することが当たり前に思われていた。
- 身の回りのことが自分でできない障がいのある人は、他者から世話を受ける選択肢しかなかった。（他者の顔色をうかがう生活）



● 自己決定に基づく「自立」 へ

→どこに住むか、誰と住むか、食事・余暇など何を選ぶか… ※自分の人生を自分で決める

● 障がいのある人はサービスの受け手だけでなく、「提供する主体」 へ

→自分の身の回りのことは助けてもらい、働くなかで社会貢献する…

(3) 本人主体

誰のための支援か？

- 本人主体とは、「本人が自覚や意志に基づいて行動したり、作用を他に及ぼしたりするもの」のこと。 ※精選版 日本国語大辞典より
- しかし、本人が支援を受ける場面において、支援者側の意向や思惑が働き、支援者が「主体」になるおそれがある。
- そこには「本人と支援者の関係性」や「経験・機会・情報の少ない本人」という背景に影響を受ける。

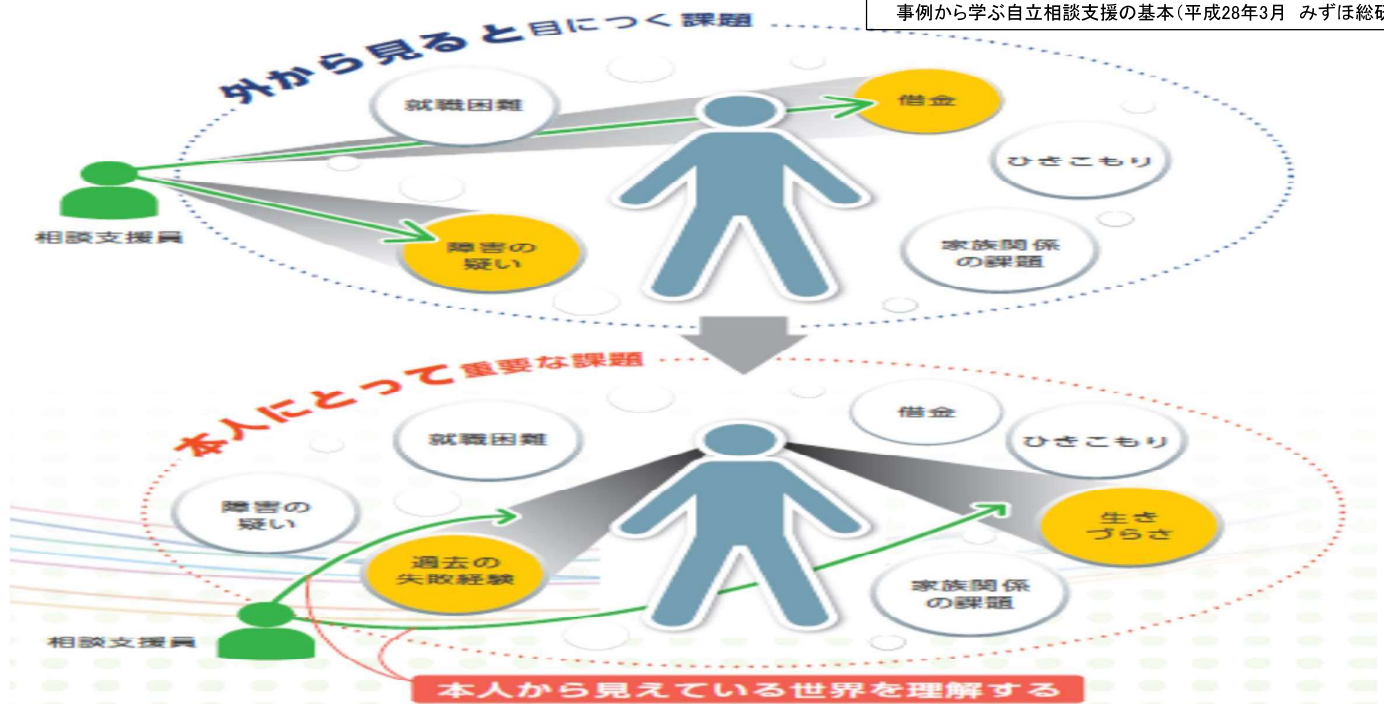


相談支援専門員という立場で、あくまで「本人を主体」とし、その人（本人）の「見方・考え方」を尊重しようとする ※人となり…興味、関心、強み、経験、価値観 等

色々な関係者の事情を本人のできないことにしない、本人を置き去りにしない
⇒本人の望む暮らしのイメージの共有、具体的な方法の話し合いを行う

本人の側に立って、本人から見える世界への理解を深める

事例から学ぶ自立相談支援の基本(平成28年3月 みずほ総研)



(3) 本人主体

令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修会

なぜ、本人主体の視点か？

課題の解決からではなく、本人ができること、したいこと、好きなことに焦点を当てた支援を進める中でこそ、本人が主体的に課題を克服することができる。

その際に重要なのが本人の自己効力感の向上であり、周囲の肯定的な態度の中で、したいことに近付くために小さな成功を積み重ね、あるいは、失敗を経験することでの学びを経て、結果が形となって表れることを知ることで前進が始まる。

これが僅かな前進であっても、本人の自己効力感の向上が周囲にパワーをもたらし、そのパワーがさらに本人の社会への影響力を増大させていく。その始まりはすべて本人の想いからである。

(4) 地域における生活の個別支援

個別支援

- 言葉の意味としては、「障がいのある人をひとくくりにして集団として一律にとらえるのではなく、一人ひとり違う存在として支援する」こと。
※個別支援 ⇔ 集団処遇
- 生活を支援する場面では、診断名や障がい特性で支援方針が決まらない。その人の希望、生い立ち、生活環境、価値観などに基づく。
 - ラベリングしない（似たようなケースはあっても、全く同じものはない）
 - 本人のチャンネルに合わせる（趣味、特技、価値、思考など）
- 画一的な支援ではなく、その人の個性（一人ひとり違う存在）を活かした生き方を支援する。
 - 1対1の支援であっても、画一的な支援は個別支援といえない
 - グループ活動であっても、きめ細やかな（個別に焦点）は個別支援といえる

(5) エンパワメント、ストレングス

エンパワメント … その人なりの希望をもって、生きる気持ちになれるための手伝い

- 言葉の意味としては、「能力開発」「力をつける」「権限を与える」こと。
- 福祉においては、「障がいのある人には本来ひとりの人間として高い能力が備わっているのであり、問題は社会的に抑圧されていた能力をどのように引き出して開花させるかにある」と考える。
- つまり、社会的な抑圧のもとで、人間として保障されてこなかった障がいのある人自身に力をつけて自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていこうとするのがエンパワメントという考え方であり、手法である。

(5)エンパワメント、ストレングス

駒澤大学 佐藤光正氏 資料一部修正

ストレングス … 生きていく“活力”、そして“可能性”

- ストレングスの言葉の意味としては、「強さ」「力」のこと。
- ストレングスモデルの言葉の意味は、「ストレングスに着目し、それを引き出して活用していこうとするもの」のこと。

では、ストレングスの何に焦点を当てるのか？？

●本人のストレングス

→健康面、得意なこと、潜在的な能力、経験・獲得してきた技能（関心、コミュニケーション）

●（本人を支える）環境のストレングス

→生活環境、家族、親友、交通機関、買い物先、所属（趣味、職場、学校）

※ストレングスは、一見弱みに見えるもののなかにも存在する。

※ストレングスへの気づきは、その人の「自分らしさ」へ向かう推進力（燃料）となる社会資源への気づきとも言える。

個別相談支援の基本姿勢(まとめ)

“相談支援”に従事する人材「相談支援専門員」であることを前提として…

(1) 共生社会の実現

☑障がいのある人も、「相互に影響」し合える社会の一員へ

(2) 自立と社会参加

☑「自己決定」や「生活の質」を重視した“自律”を意識したい

(3) 本人主体

- ☑「本人の見方・考え方」から、「本人主体」の支援をしたい
- ☑「誰の心配ごと」による支援か、敏感でありたい

(4) 地域における個別相談支援

☑疾患や障がいではなく、「その人に焦点」をあてたい

(5) エンパワメント、ストレングス

☑差別や内なる偏見によって「諦めない人生を応援」したい

相談支援のプロセス

特に抑えておきたいプロセス

- (1) インテーク
- (2) アセスメント
- (3) モニタリング

まず、ケアマネジメントについて考えてみましょう

令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修会 一部加筆

「ケアマネジメント」の定義とは・・・

「多様なニーズを持つ人々が、その機能を最大限に発揮し健全に過ごすことを目的として、フォーマルおよびインフォーマルな支援と活動のネットワークを組織し、調整し、維持することを意図する人やチームの活動」
デイビット・マクスリー、野中猛訳(1994)「ケースマネジメント入門」

「福祉・医療・保健・就労・教育など複数の領域でニーズがある状態の人々の個別支援において、支援者が、複数のサービスや支援のための資源をクライアントと適切に結びつけ、そのニーズを満たすための技法」
吉田光爾(2010)「第3章 障害者自立支援法における連携、地域ネットワーキング」

ニーズ把握

(本人主体・エンパワメント)

見通し

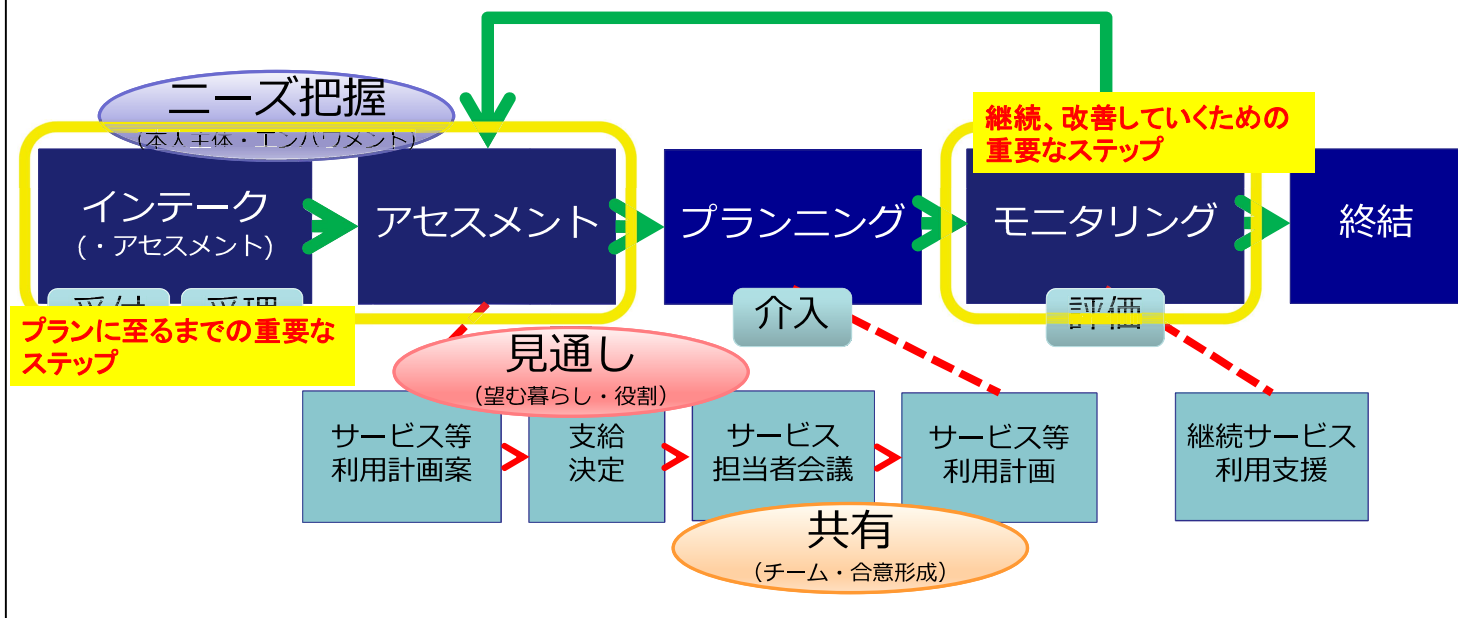
(望む暮らし・役割)

共有

(チーム・合意形成)

次に、ケアマネジメントプロセスのおさらい

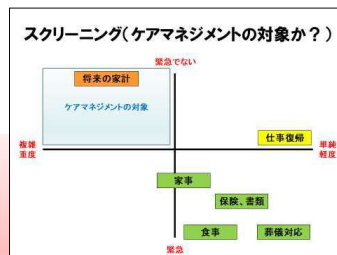
令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修会 加筆



(1) インテーク

インテーク・・・「出会い」「入口」の場

- ケアマネジメントの必要性を判断する。
⇒スクリーニングによる、複雑性と緊急性を判断
- ケアマネジメントの契約を行う。
⇒支援過程の説明と全体の見通しによる、本人・家族の安心感



【基本姿勢】

- ①十分な時間をとる（無理な日程調整は避ける）
- ②傾聴の姿勢で対応する（主訴に耳を傾ける）
- ③家族だけでなく、本人からの情報収集

令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修会 一部修正

(2) アセスメント

令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修会 一部修正

アセスメント … “ニーズ”に関する情報の「収集」「分析」「考察」

- ケアマネジメントの作業全体をとおして何が最も大切かと問われれば、それは「ニーズアセスメント」である。 野中猛(1997)
- アセスメントとは、「ニーズに関する情報を収集し、分析、序列化、体系化」することを、ケアマネジャーと利用者が共同して行う過程である。 デイビット・マクスリー、野中猛訳(1994)「ケースマネジメント入門」

【基本姿勢】

- ①ニーズは、主訴から出発する
- ②本人に直接会って話を聴く
- ③収集した情報を支援者が評価・解釈・仮説することが大切

(3) モニタリング

令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修会 一部修正

モニタリング … プランの見直し、追跡

- プランの進捗状況や適切性
 - ⇒サービス等が適正に、計画通り提供されているか
 - ⇒目標は達成、または目標に向かって進んでいるか
- 本人による評価
 - ⇒満足度はどうか
 - ⇒思いや目標に変化はあるか
- 周囲による評価
 - ⇒プランに変更や修正の必要があるか

【基本姿勢】

- ①本人の思いの変化、経験による変化を感じる
- ②本人の「査定」ではなく、プランやアセスメントの評価（変更・修正の必要性）

意思決定支援の展開①

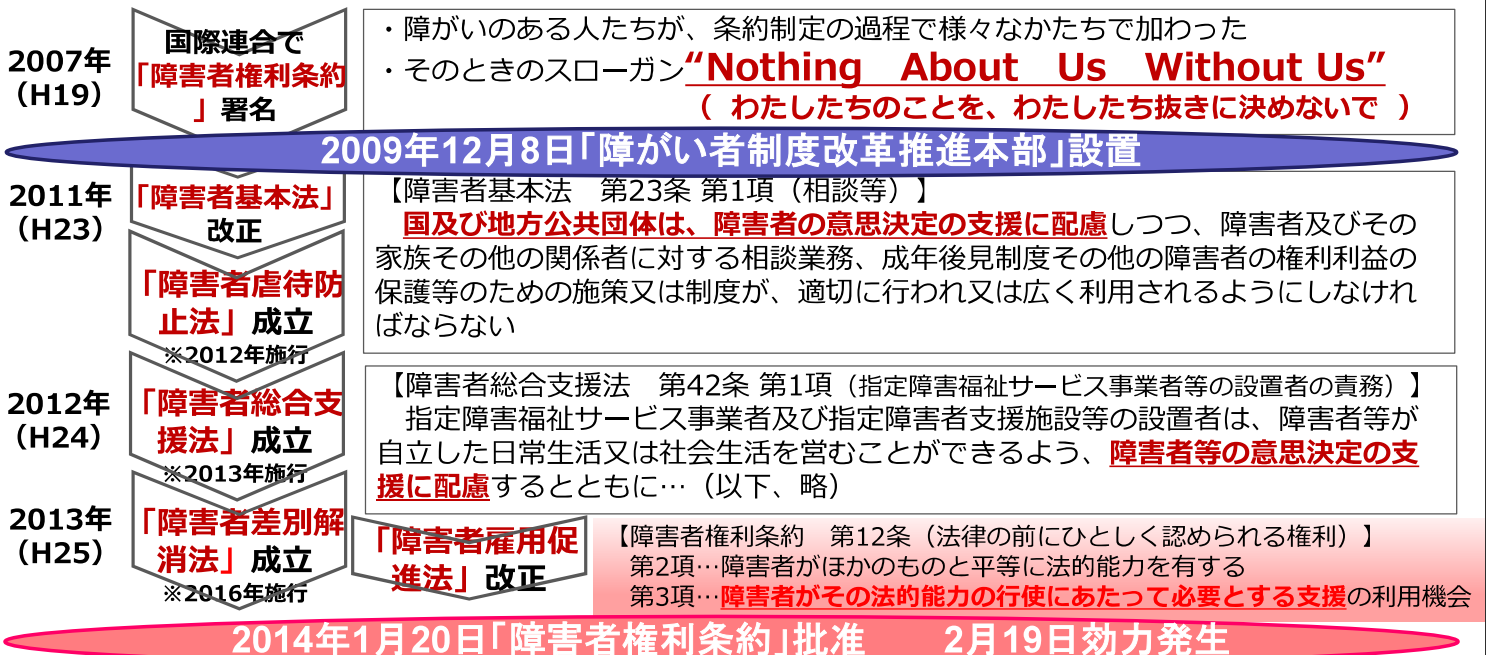
意思決定支援のポイントを抑える

- (1) 意思決定支援ガイドライン
- (2) 意思決定支援とは
- (3) 当事者の言葉から考える

(1) 意思決定支援ガイドライン

「障害者権利条約」と「意思決定支援」

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約



(1)意思決定支援ガイドライン

意思決定支援ガイドライン策定の経緯

- ・ 各種法令を整備し、「意思決定の支援に配慮」することが明文化
- ・ しかし、意思決定支援の標準的なプロセスを示すものはなかった
- ・ 意思決定の支援に“配慮”するだけでなく、“取り組む”ことや“実行”することが大切（2015年5月「障害者の意思決定支援に関する意見」）
- ・ 障害者総合支援法施行3年後の見直し（2015年4月～社会保障審議会障害者部会）



2017年3月

「障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン」

(1)意思決定支援ガイドライン

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドラインより

意思決定支援ガイドラインの内容

1. 意思決定支援の定義【総論】

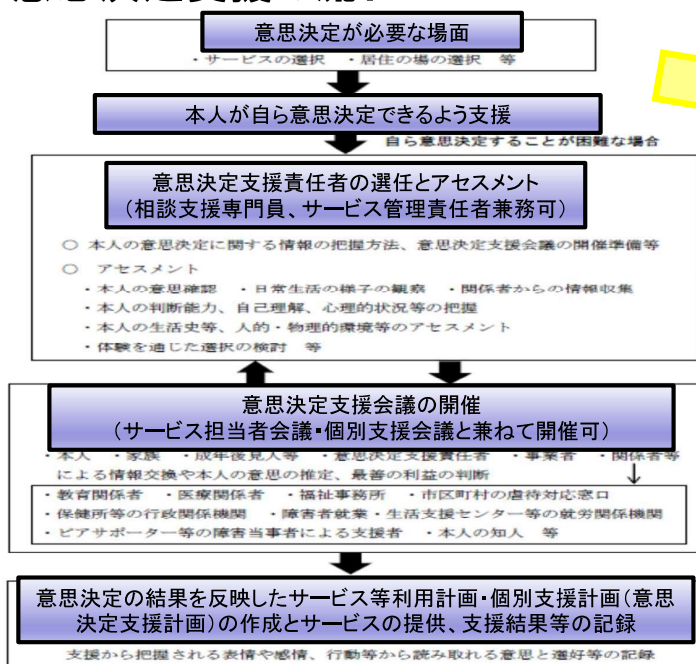
- ☑前提：障害者への支援の原則は自己決定の尊重
- ☑対象：自ら意思を決定することに困難を抱えている障害者
- ☑場面：日常生活（食事、外出、余暇活動）における場面
社会生活（どこで・誰と暮らすか）における場面

2. 意思決定支援の枠組み（仕組み・プロセス）【各論】

- ☑意思決定支援責任者の配置、アセスメント
- ☑意思決定支援会議の開催
- ☑意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画の作成
- ☑サービス提供と支援結果等の記録
- ☑モニタリングと評価・見直し

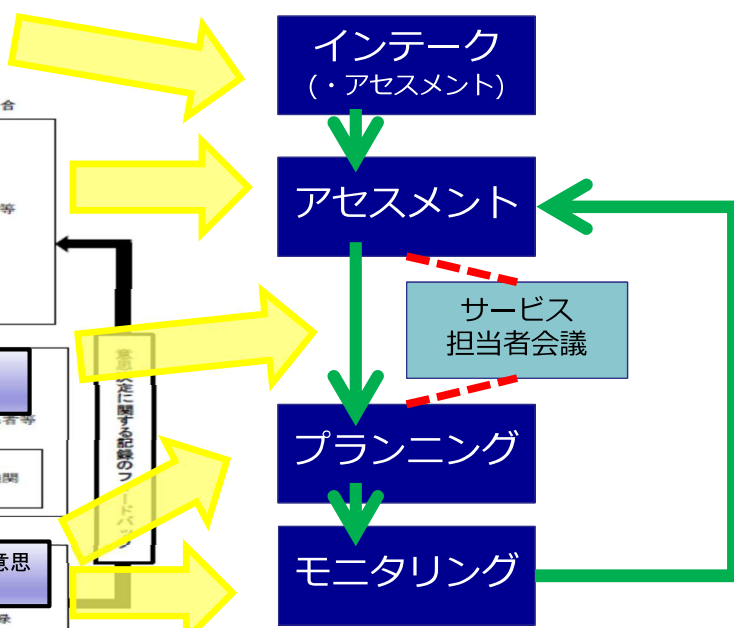
(1)意思決定支援ガイドライン

意思決定支援の流れ



障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドラインより

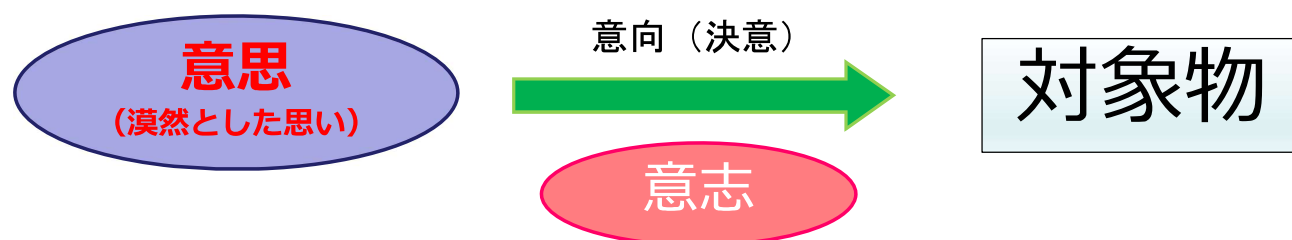
《ケアマネジメントプロセス》



(2)意思決定支援とは

「意思(mind)」と「意志(will)」

- 「意思」 …心の中の何かしよう・したいという“気持ち”“思い”
- 「意志」 …物事を成す・行動に移すにあたっての“意向”“こころざし”



(2)意思決定支援とは

意思決定の普遍性

【意思決定支援の原点・スタート】

いかなる人にも「意思がある」「意思決定能力がある」

今日は天気がいいし、
出かけようかな？

どんな洋服を着て
行こう？

ランチは何に
しようかな？

障害者の意思決定支援に関する意見

(公益財団法人日本知的障害者福祉協会・2015年5月当初の意見)

- すべての人は「意思決定」している。その主体は「本人」である。
- 意思決定の支援に“配慮”するだけでなく、“取り組む”ことや“実行”することが大切。
- 意思決定支援は、「意見」をどう汲みとっているのかということ。
- 意思形成のプロセスに本人が関与していくことが極めて大切。結果ではない。
- 支援者一人で判断ではなく、チームで決めていくこと、決定の透明性が必要。

(2)意思決定支援とは

相談支援従事者現任研修eラーニング 彼谷講師資料一部修正

支援付きの意思決定

意思を決定するうえであるとよいもの

- ☐ 情報
- ☐ 人（相談相手）
- ☐ コミュニケーション
- ☐ お金と金銭感覚
- ☐ 実現するための手段
- ☐ 時間の余裕（見学、体験）
- ☐ こころの余裕

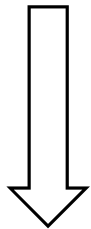
障がいのある人は、意思決定
に必要な要素が状況によって
足りなくて困ることがある

支援（サポート）することで、
誰もが意思決定できる
選択

(2) 意思決定支援とは

《意 思》

誰にでもある、漠然とした「思い」や「考え」



《意思決定支援》

漠然とした「思い」や「考え」を形にし、本人が主体的に何かを選択していくことを支援するプロセス
※支援によってどんなに重たい障がいのある人でも意思決定できる

「自己決定の尊重」
の姿勢

《意思決定》

ある目標を達成するために、複数選択可能な手段のなかから最適なものを選ぶ
※「選択」という要素があることが大切



実行する・行動する(意志へ)

意思決定をする意識は、使えば使うほど強まり、成長していく

(3) 当事者の言葉から考える

支援の原則は「自己決定の尊重」とあるが・・・

- 自己決定は、「主体」に焦点をあてている。では、誰が主体か？
→「自己（本人）」が主体？ ≡ 「本人主体」
- 「自分に関することは自分で決める」「本人の見方・考え方」を尊重するということ
- しかし、自分一人で決めるということではなく、他者や環境との相互関係が含まれている。

支援者の態度

本人と支援者の
信頼関係

本人と家族との
関係性

慣れている環境
かどうか

経験の有無

雰囲気・参加人
数など

そもそも…
参加できる環境
にあるかどうか

(3) 当事者の言葉から考える

リカバリーは「一人ひとりのユニークな旅」「自分で決める癒しと変化の過程」

本人にとって好ましい支援を、本人自身が決める過程

- 10代で統合失調症と診断された
- それまでは「友達」であったり、学校では先生から「生徒」としてみられたりしたのに、急に「病人」として見られるようになった
- 「個人のしなやかなストレングスや才能は無視された」と語った

過程

- ☑ストレングスや才能に焦点を当てると、障がいや疾患ではないところに視点がいき、家族や友人、職場などの地域のコミュニティに意識が向いた
- ☑すると、親からは「娘」、先生からは「生徒」、「友達」…
『私は人』という意識を取り戻すことができた
- ☑つまりは、いろいろな見方の真ん中に自分がある生活を取り戻すことができた

デューケイン大学で臨床心理学の博士号取得

(3) 当事者の言葉から考える

リカバリー … 症状が残っていても、夢や希望をもち主体的に生きることは可能

- 言葉の意味としては、2つある。
 - ①「症状を取り除くこと」、社会的機能の回復あるいは「普通に返ること」
 - ②「自分が求める生き方を主体的に追求すること」
※ここでは上記の②を意味し、それを支援することが求められる。
- リカバリーの目的は、症状をなくすことではない。治療によって症状を和らげることはもちろん必要だが、何より大切なのは、本人がこういう生活がしたいという夢や希望を持ち、それを周囲が支えることである。たとえ統合失調症の症状が残っていても、症状とうまくつきあいながら、学校に通ったり、働いたり、結婚・子育てをしている人もいます。誰にでもリカバリーは可能である。

(3) 当事者の言葉から考える

合理的配慮、環境整備

- “Nothing About Us Without Us”
「わたしたちのことを、わたしたち抜きに決めないで」
- 障害者権利条約を審議する場において、障がいのある人が参画することができた
- つまりは、障がいのある人が政策の「対象」としてではなく、政策決定の「主体」となれた。

そもそも…
参加できる環境
にあるかどうか

合理的配慮
環境整備

審議の場への参加

- ☑移動（アクセス）のための支援
→車いす、交通機関、会場設備など
- ☑情報・コミュニケーションのための支援
→点字、手話、コミュニケーション支援機器など

意思決定支援の展開①(まとめ)

意思決定支援のポイントを抑える

(1) 意思決定支援ガイドライン

- ☑障害者権利条約は、代行決定ではなく「意思決定支援を前提」
- ☑ガイドラインは、意思決定支援の「プロセス」を示す
- ☑支援の原則は、「自己決定の尊重」が前提

(2) 意思決定支援とは

- ☑誰にも「意思」があり、支援があれば「意思決定」できる
- ☑意思決定支援は特別なものではなく、日常的に行われるもの

(3) 当事者の言葉から考える

- ☑意思決定の根底を支える「夢」「希望」「可能性」
- ☑意思決定に関わる「支援者の意識」「環境」を整える重要性

意思決定支援の展開②

意思決定支援の具体的な内容を抑える

- (1) 意思決定支援の用語
- (2) 意思決定支援の視点
- (3) 意思決定支援の場面
- (4) 意思決定支援が困難と思われる状況での一例

(1)意思決定支援の用語

①意思決定支援

例) 「のび太くんのことを、のび太くんが決めること」を支援すること。

- ひとりで決められなくても、ドラえもんの支援があれば意思決定できる。のび太くんがのび太くん自身で決めることがポイント。
- 障害者権利条約では、上記を「支援付きの意思決定」という。
- のび太くんは支援を求めることも、支援を求めないこともできる。

②代行決定

例) 「のび太くんのことを、ドラえもんが決める」。ただし、ドラえもんの思いではなく、「のび太くんにとっての最善の利益」に基づく。

- 最大限努力しても意思決定や意思確認が困難な場合に、のび太くんに代わって、のび太くんの最善の利益を判断する。
- 保護的な支援で、最終手段。社会参加の機会が失われることある。

(1)意思決定支援の用語

③他者決定としての代行決定

例)「のび太くんのことを、ジャイアンが決める」。のび太くんの思いではなく、ジャイアンの思いで決める。

- のび太くんの思いに立って代行決定しているのか、のび太くん以外の思いで他者決定されているのか区別がつきにくい。
- 限られた情報での決定をせざるをえない、決定の検証が難しい。
- 情報の見せ方・出し方次第で、支援者による誘導になる可能性有。

④最善の利益

例)「のび太くんにとってのベストな利益」。長い目でみて、のび太くんの福祉に適切なもの。

- メリット・デメリットではなく、のび太くんの福祉にとって適切かどうか、長期的な視点で、ベターではなくベストな利益のこと。
- 緊急的、選択肢が限られる場合なら判断しやすいが、長期的な観点でのび太くんに適切かどうか考えることは難しい。

(1)意思決定支援の用語

⑤意思と選好の最善の解釈

例)「のび太くんの思いと好みを最大限くみとる」。のび太くんが大事にしているものは何か？

- 意思決定支援、代行決定のどちらにおいても、「意思」と「選好」を尊重すること。これは障害者権利条約の第12条でも求めている。
- のび太くんがどうしたいか、趣味嗜好は何かを考慮しながら意思決定支援をする。
- 実際には言えない場合もあり、「本人のことをよく知る」が大事。

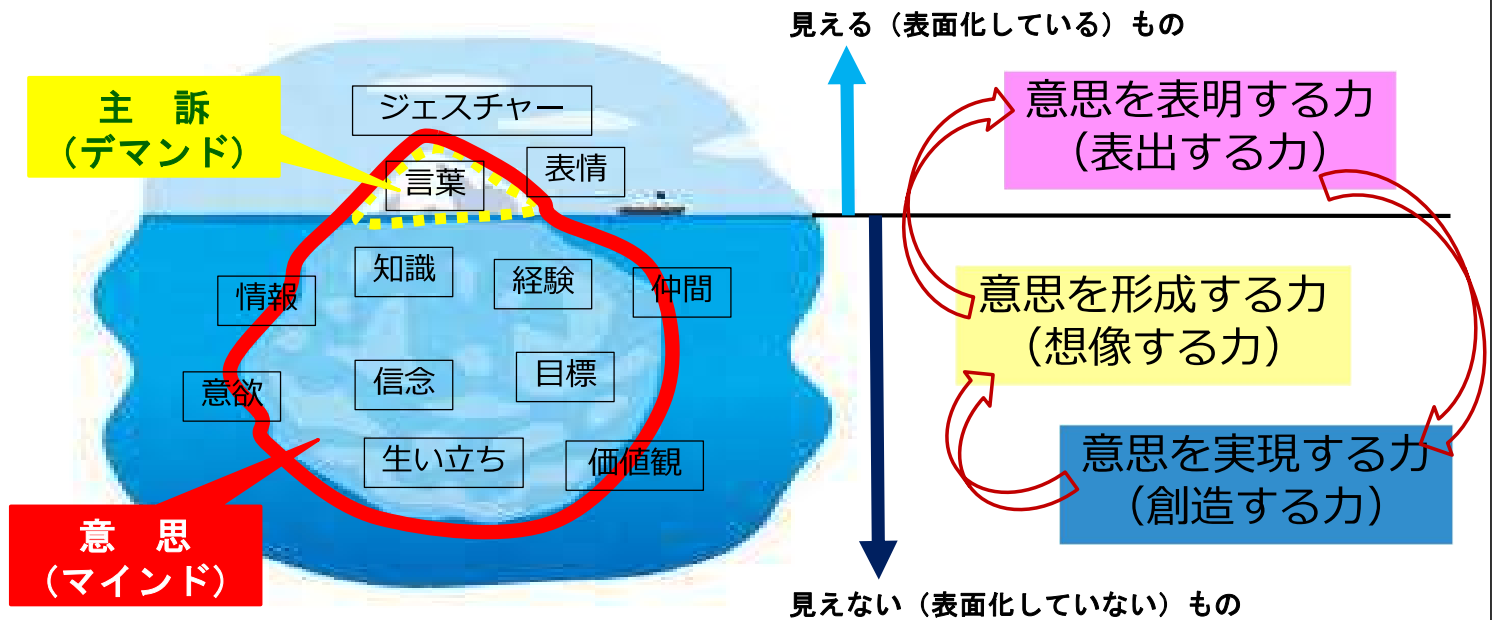
⑥本人から表出された意思

例)「のび太くん自身の言葉やボディランゲージで表された意思や希望」

- のび太くんのことを決める場合、のび太くんが参加していること、のび太くんの表出された意思を尊重することは言うまでもない。
- 表出された意思はのび太くんの思いとは限らないし、のび太くんの思いが分からない場合もあり、「本人の思いを探る作業」が大切。

(2)意思決定支援の視点

①意思形成、②意思表明、③意思実現の3つの視点で考える



(2)意思決定支援の視点

①意思形成支援・・・「相談すること」「話を聴くこと」から始まる **想像することのお手伝い**

○適切で十分な情報提供

- ☑その人の特性に応じた説明をしているか
- ☑写真、動画、パンフレット、ホームページ等による情報を伝えているか

○複数の選択肢

- ☑比較材料となる情報・モノがあるか

○見学・体験の機会

- ☑実際に見て、話を聴く機会があるか
- ☑実際にやってみる機会があるか
- ※見学や体験の重ねることで、「経験」が積み重なっていく（経験値）

○同じような経験のある人からの話の機会

- ☑ピアサポート、自助グループ、当事者会などとの出会い

(2)意思決定支援の視点

②意思表明支援 …「表出行動の適切な言語化」

言語化・表出化の
お手伝い

○意思を疎通する支援

- ☑聴覚障がい：手話、要約筆記、補聴器、人工内耳など
- ☑視覚障がい：点字、指文字、代読、代筆など
- ☑知的障がい、発達障がい：ひらがな、絵カード、環境や時間への配慮など
- ☑吃音（発話障がい）：合理的配慮（時間の余裕、筆談、絵カードなど）

○繰り返しの意思確認

- ☑伝えたいこと・感じていることは何か（表情、仕草、眼や体の動きなど）

○考えを変えてもいいという保障

- ☑考えを変えていいという安心感から、「～したい」という希望を表出できる
- ☑二転三転する話は、意思形成の支援にポイントがあると考え

○意思決定の機会の保障

- ☑日々何気ない意思決定を積み重ねているからこそ、人生に影響を与える意思決定ができる

(2)意思決定支援の視点

③意思実現支援 … 実現できる「可能性」があってこそその意思決定

具体化の
お手伝い

○手段があるから、可能性が生まれる

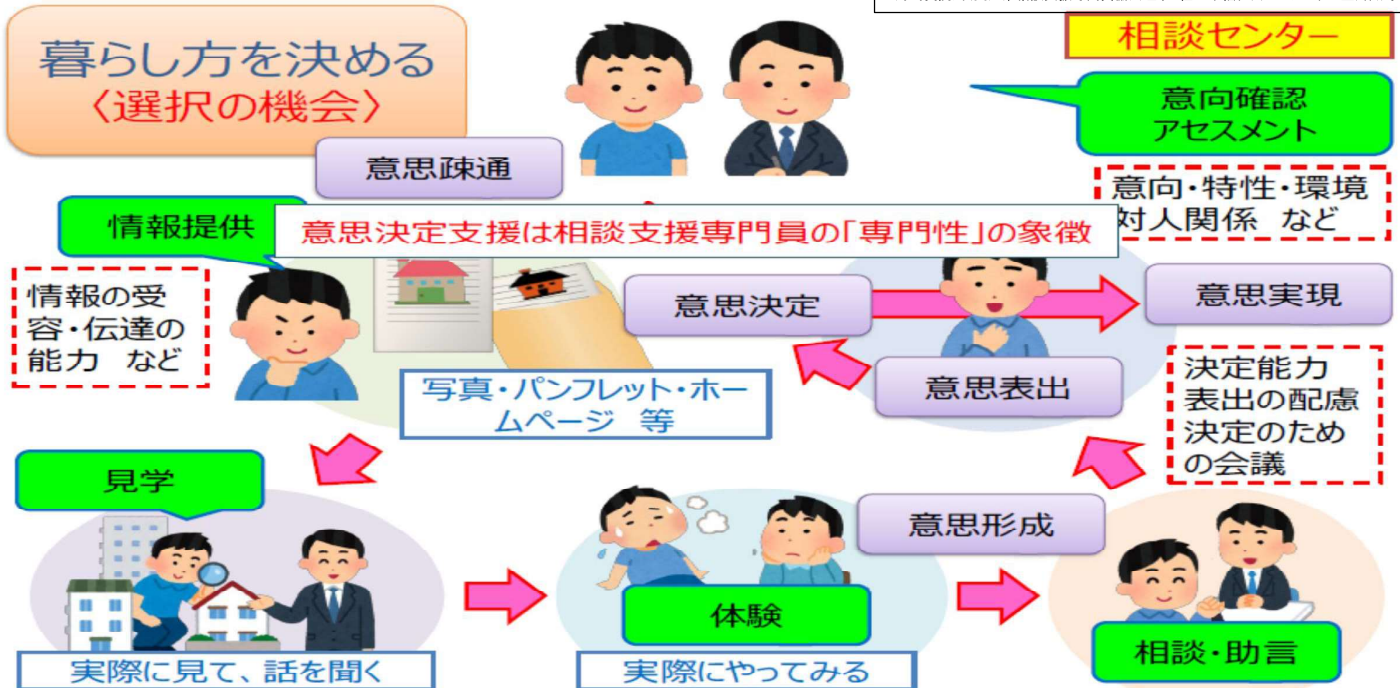
- 例) 移動手段があるからこそ、働くことができる
- ネットワーク環境があるからこそ、テレワークができる
- 自分のために使うお金があるからこそ、一人暮らしを決断できる 等々
- ※大抵は頭の中で思い浮かべたことを、現実的に実現できる可能性がなければなかなか真剣に考えることはしない

○実現する手段を具体化していく（手段の具体化が、希望の具体化へ）

- 例) 移動手段であれば … 歩く／公共交通機関／自家用車／誰かの介助
- お金の確保であれば … 働いて稼ぐ／年金／生活保護

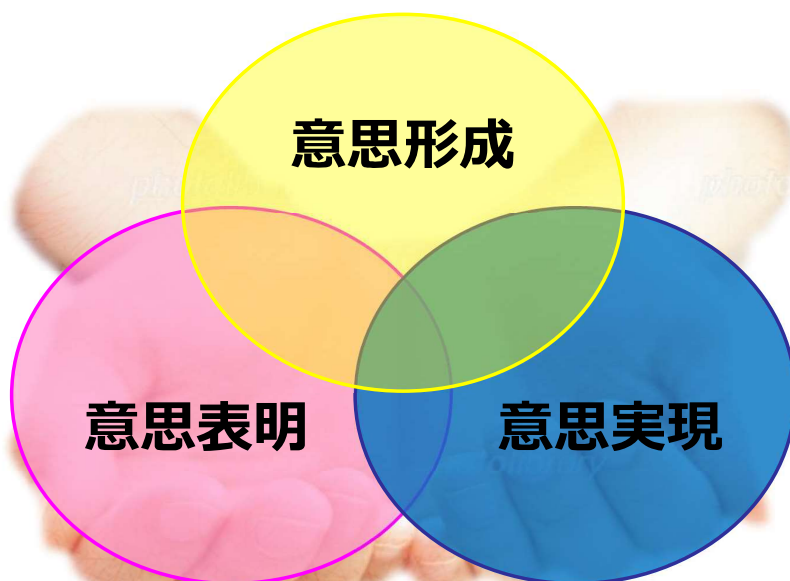
(2)意思決定支援の視点

野崎貴詞氏(愛知県相談支援専門員協会理事 櫻の木福祉会 かしの木の里)作成資料



(2)意思決定支援の視点

①意思形成→②意思表明→③意思実現は、順番で進むとは限らない



☑本人の特性
☑信頼関係
☑環境や場面
☑タイミング (時期)
等によって

↓↓↓

順番が入れ替わる
(行って、戻っての繰り返し)

同時並行で進む

(3)意思決定支援の場面

意思決定支援は、インフォーマルな関係性も含めて展開する

- ・ 人の意思決定はさまざまな関係性のなかで行われる
 - ☑「自己決定の尊重」「本人主体」の視点はブレない
 - ☑家族、友人、ピアサポート、公的なサービス・支援者、地域コミュニティ 等
- ・ サービスの支援者だけが意思決定を支援するのではなく、幅広い人や関係性に働きかける



多職種が関わった、チームによる意思決定支援

※少人数での「他者決定の代行決定」に陥るリスクを防ぐ

(4)意思決定が困難と思われる状況での一例

クライシスプラン … 事前に対処を考えておく ※「本人主体」でいられるために

- ・ 元気な状態や意思表示できているときに、具合が悪くなるなど意思表示がしづらい状況を想定して、本人とサポートする人たちとで事前に話し合っておく
 - ☑どのようなときに、どのような支援を望む・望まないか
 - ☑具合が悪い・判断できない状態のときのサイン
- ・ 本人と支援者がお互いを知るプロセス
 - ☑プランそのものよりも、プランを作るプロセスが重要
 - ☑本人が支援者、支援内容等を知ってこそ、プランを委ねることができる
- ・ 本人と信頼できる人たちでプランをつくれる支援
 - ☑本人を取り巻く支援に広がりができる
 - ☑その際には、相談支援専門員は意思決定支援をコーディネートする役割

意思決定支援の展開②(まとめ)

意思決定支援の具体的な内容を抑える

（１）意思決定支援の用語

☑用語の整理を通じて、意思決定支援という言葉の理解

（２）意思決定支援の視点

☒意思形成支援、意思表明支援、意思実現支援の視点の理解

☑上記3つの視点から、日々の実践やケアマネジメントプロセスの振り返り ※事前課題、研修2日目に意識してのぞく

※事前課題、研修2日目に意識してのぞむ

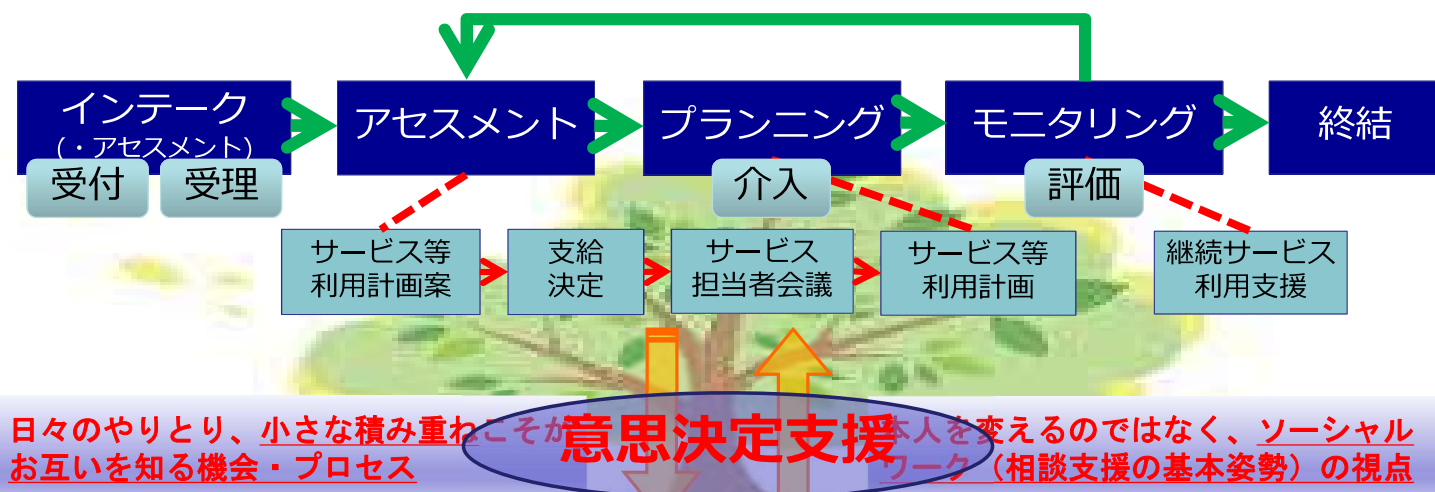
（３）意思決定支援の場面

☑多職種が関わった、チームによる意思決定支援

(4) 意思決定が困難と思われる状況での一例

☒意思決定が困難な状況の想定（お互いを知る、クライシスプラン）

「まとめ」と「研修2日目」への展開



日々のやりとり、小さな積み重ねこそが**意思決定支援**本人を変えるのではなく、ソーシャル
お互いを知る機会・プロセスワーク（相談支援の基本姿勢）の視点

基本的人権の尊重 (個別支援)

共生社会の実現 (地域づくり)

【個別相談の基本姿勢】

- (1) 共生社会の実現 (2) 自立と社会参加
(3) 本人主体 (4) 地域における生活の個別支援
(5) エンパワメント、ストレングス